

# 令和2年度 乙種防火管理講習受講案内

北上地区消防組合消防本部

## 1 防火管理講習とは

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第3条第1項第2号の規定に基づき、防火管理者の資格を付与するための乙種防火管理講習です。

防火管理者は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する知識及び技能を有しているもの」と規定され、消防計画（防火管理業務を実施するための計画）を作成し、この消防計画に基づき防火管理上必要な業務を行うよう義務付けています。

## 2 受講対象

### 【乙種防火管理者が選任できる防火対象物】

防火対象物の用途	特定用途※1 (避難困難施設※2の入る建物を除く)	非特定用途※3
建物の延べ面積	300平方メートル未満	500平方メートル未満
建物全体の収容人員	30人以上	50人以上
区分	乙種防火対象物	

※1 劇場・飲食店・店舗・ホテル・集会所など

※2 自力避難が困難な要介護者が入所している小規模福祉施設

※3 共同住宅・学校・工場・事務所など

## 3 開催日時

令和3年1月24日（日）

9時00分から16時00分まで（受付時間は、8時30分から9時00分まで）

## 4 開催場所

岩手県北上市柳原町二丁目3番6号

北上地区消防組合消防本部 2階大会議室

## 5 受講料

講習テキスト代として2,020円（消費税込み）

講習当日、受付にてお支払ください。現金でお釣りのないようお願いします。

テキストは当日にお渡しします。

## 6 受付（申込）期間及び受講定員

令和3年1月4日（月）から1月21日（木）まで

受講定員 24名

## 7 受講申込方法

乙種防火管理講習受講申込書に必要事項を記入し、北上地区消防組合消防本部予防課に提出して下さい。郵送、ファクシミリ又はメールでの申し込みも受け付けます。

郵送、ファクシミリ又はメールでの申込みの方には、後日確認の連絡をします。連絡がない場合には、令和3年1月22日（金）までに予防課にお問い合わせください。

〒024-0083 岩手県北上市柳原町二丁目3番6号

北上地区消防組合消防本部予防課

電話：0197 - 65 - 5173 FAX：0197 - 65 - 5170

メール：yobouka@firedp.kitakami.iwate.jp

## 8 新型コロナウイルス感染症防止対策について

- (1) 講習会場の入口に手指消毒液を設置します。また、受講者同士の間隔を空けるよう座席の配置をします。
- (2) 講習会当日は、マスクの着用をお願いします。また、手指の消毒、咳エチケットの励行など各自で感染症予防対策に留意し参加をお願いします。
- (3) 受付時に検温を実施します。37.5度以上の発熱や咳の症状がある場合は、講習会への参加を自粛していただくようお願いします。その場合の受講料の支払いは必要ありません。
- (4) 新型コロナウイルスの影響が悪化した場合、本講習の開催が中止となる場合がありますがご容赦願います。

## 9 注意事項等

- (1) 遅刻・早退・欠席等の場合には修了証の交付はできません。
- (2) 筆記用具、身分証明書（本人確認できるもの）を持参してください。
- (3) あらかじめ防火管理者として選任予定の方は、修了証交付後に「防火管理者選任届」の届出が可能となりますので、講習日に印鑑を持参してください。（北上地区消防組合管内の防火対象物に限ります。）
- (4) 昼食は各自用意してください。（外食可能）
- (5) 車で来場の方は、消防本部駐車場の駐車台数に限りがありますので、係員の指示により消防本部北側のボウリング場に駐車していただく場合があります。

『講習科目・時間』

8 : 30 ~ 9 : 00	受 付
9 : 00 ~ 9 : 10	講習説明
9 : 10 ~ 10 : 00	防火管理の責務と重要性
10 : 10 ~ 11 : 00	火災の基礎知識・火気管理
11 : 10 ~ 12 : 00	防火管理の進め方と消防計画
12 : 00 ~ 13 : 00	《 昼休憩 》
13 : 00 ~ 13 : 50	施設・設備の維持管理
14 : 00 ~ 14 : 50	教育・訓練
15 : 00 ~ 15 : 40	効果測定
15 : 45 ~ 16 : 00	修了証交付